

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

安全・適正就業推進事業実施要綱

公益社団法人四街道市シルバー人材センター 安全・適正就業推進事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、安全・適正就業事業を円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 安全・適正就業を推進するため次に掲げる事項を検討し、実施する。

- (1) 安全・適正就業についての研修会等の実施
- (2) 安全・適正就業パトロールの実施

(実 施)

第3条 安全・適正就業委員会が主体となり、同委員会委員が実施する。

(報 酬)

第4条 報酬は、センター諸謝金等の支給に関する規程に準じて、予算の範囲内で支給するものとする。

(事務局との連携)

第5条 委員は、事務局と連携し、会員の健康と就業の安全・適正の確保に努めるとともに、必要に応じ、その対策等について事務局に意見を述べるものとする。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程（第4条第1項）は、平成29年度定時総会において、公益社団法人四街道市シルバー人材センター理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程の改定が議決され、施行される時より施行する。